



## 吉浦地区乗合タクシーの運賃改定に関する意見を募集します

「吉浦地区乗合タクシー（事業主体：吉浦地区乗合タクシー運行協議会）」は、令和8年5月1日（金）から、運賃改定を行う予定としています。

この運賃については、「協議運賃※」を適用していることから、運賃の額・割引等を変更する場合は、事前に市民・利用者・利害関係者から、アンケート等による意見聴取を行ったうえで、「呉市地域公共交通協議会」の分科会として設置している「運賃協議委員会」に諮ることが義務づけられています。

については、別紙のとおり、これに関するWebアンケートを実施し、皆様からの意見を募集します。

※協議運賃：道路運送法（第9条第4項）に基づき、自治体、地方運輸局、バス事業者、住民代表が地域の運賃協議委員会で合意した運賃のこと。

## 吉浦地区乗合タクシーの運賃改定に関する意見の募集について

吉浦地区乗合タクシーにおいて、令和8年5月1日（金曜日）から、運賃改定を実施する予定としております。

このことについて、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、市民、利用者、利害関係者の皆様からの意見を募集します。

### 【運賃改定を行う理由】

吉浦地区乗合タクシーを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転手の確保等の課題により厳しさを増しています。

利用者の減少に伴う収入減に加え、昨今の燃料費をはじめとする物価高騰や、安定的に人材を確保するための賃金水準上昇等による人件費の増加等により運行経費が増加し、さらには安全安心な運行を確保するための車両更新費、車両修繕費等も必要となります。

こうしたことを踏まえ、将来にわたり、乗合タクシーを維持・確保するため、運賃改定による収入の確保を図るものです。

### 【意見を募集する内容】

吉浦地区乗合タクシーの運賃改定に対する意見（別紙1）

※改定案（別紙2）につきましては、呉市ホームページや吉浦市民センター、天応市民センター及び呉市役所本庁舎6階交通政策課窓口でご覧いただけます。

### 【意見の募集期間】

令和8年2月26日（木曜日）から令和8年3月18日（水曜日）まで

### 【意見の提出方法・提出場所】

Web入力フォームのほか、郵送、FAX、電子メールによる方法でも提出することができます。なお、口頭でのご意見は、内容が不明確になるため、お受けできません。あらかじめご了承ください。上記の方法で意見を提出することが困難な方は、提出先（問合せ先）にご相談ください。

#### ①Web入力フォーム

次のURL又は右のQRコードからアクセスして回答してください。

<https://1c35ab61.form.kintoneapp.com/public/4623e7f06e3329fdfceb5d02f3752d9d7a6ce0194949a4ec2f26183827ed6a3d>



#### ②郵送・FAX・電子メール

裏面の意見書に、意見等を記入のうえ、募集期間内に次の提出先へお送りください。意見書は、吉浦市民センター、天応市民センター及び呉市役所本庁舎6階交通政策課窓口に設置しています。郵送の場合は、令和8年3月18日（水曜日）必着です。

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 都市部 交通政策課 地域交通グループ

電話：0823-25-3239/FAX：0823-24-9645/メール：kotusei@city.kure.lg.jp

### 【個人情報等について】

ご提出いただいた個人情報は、回答者の属性として道路運送法第9条第4項に規定する会議（運賃協議委員会）資料に掲載させていただく以外には一切使用しません。また、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した情報は厳重に管理します。なお、いただいたご意見は、個別の回答は行わず、会議資料とさせていただきます。後日、協議の結果を市ホームページにて公表する予定です。

#### 【お問い合わせ先】

呉市都市部交通政策課

担当：松田・岡部

Tel 0823-25-3239（直通）

## 吉浦地区乗合タクシーの運賃改定に関する意見書

## 問1 回答区分

住民 利用者 利害関係者

該当する項目の□に、してください

## 問2 お住まいの市町村／事業所所在市町村

呉市 その他市町村（利用者のみ選択可）

## 問3 お住まいの市内地区／事業所所在市内地区（問2で「呉市」と回答された方のみご回答ください。）

天応地区 吉浦地区 その他の地区（利用者のみ選択可）

## 問4 吉浦地区乗合タクシーの主たる利用目的（問1で「利用者」と回答された方のみご回答ください。）

通勤 通学 業務（訪問・出張等） 買い物・食事  
通院 通所 遊び・趣味・習い事等 観光 その他

## 問5 事業の区分（問1で「利害関係者」と回答された方のみご回答ください。）

交通事業者（バス） 交通事業者（タクシー）

## 問6 運賃の値上げについて

値上げもやむをえない 値上げをするべきではない どちらともいえない

## 自由意見

## 【吉浦地区乗合タクシー運行協議会及び運行事業者からのお願い】

いつもあじさい号をご利用いただき、ありがとうございます。

安全運行のため、次の4点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ① 乗車定員について

あじさい号の乗車定員数は9人までです。乗車定員数を超える場合は次の便をご利用いただくか、一般のタクシーをご利用ください。なお、一般のタクシーは、あじさい号の料金ではご利用いただけませんのでご注意ください。

## ② 自由乗降区間での乗降について

吉浦中町3丁目中停留所から天応駅入口停留所までの区間は、自由乗降区間ですが、交通状況や道路状況（勾配がきつい、道幅が狭い、段差がある等）によっては、ご希望の場所で乗降できないことがあります。その際は、安全な場所（交差点から離れている、道幅が広い、平坦な場所等）で停車しますので、停車した場所での乗降にご協力をお願いします。

## ③ 車内マナーについて

お急ぎであっても、運転手を急かす行為はおやめください。また、汚れた状態で車内に乗り込まない、汚れた荷物を車内に持ち込まない等、車内美化にご協力をお願いします。

## ④ 乗降時の介助対応について

運転手は介助技能を有していないことから、乗降時の介助対応をお受けいたしかねます。乗降時に介助が必要な場合は、福祉タクシー又は介護タクシーをご利用ください。

### 吉浦地区乗合タクシーの運賃改定について

令和8年5月1日(金)から、吉浦地区乗合タクシーの運賃を、次のとおり改定する予定とします。

| 運賃        |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 区分        | 現行       | 改定案      |
| 大人(中学生以上) | 1乗車 170円 | 1乗車 200円 |
| 小人(小学生以下) | 1乗車 90円  | 1乗車 100円 |

【お問い合わせ先】

呉市都市部交通政策課

TEL (0823) 25-3239